

福岡県公報

令和四年十月十一日
第三百三十九号
増刊
①

目次

条 例 (第三十六号)

○福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例 (議会事務局議事課) …………… 一

公布された条例のあらまし

◇福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例 (議会事務局議事課)

- 1 令和二年の国勢調査人口及び公職選挙法第十五条各項の規定等を踏まえ、総合的に検討した結果に基づき、福岡県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

条 例

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十六号

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例 (昭和四十九年福岡県条例第五十三号) の一部を次のように改正する。
別表中

北九州市八幡西区	四人	を
北九州市八幡西区	三人	に、
久留米市	五人	を
久留米市・うきは市	五人	に、
小郡市・三井郡	一人	を
小郡市・三井郡	二人	に、
太宰府市	一人	を
太宰府市	二人	に、
福岡市	一人	を
うきは市	一人	を
宮若市・鞍手郡	一人	を
宮若市・鞍手郡	一人	を
福岡市	一人	に改める。
宮若市・鞍手郡	一人	に改める。

附 則

- 1 (施行期日)
(適用区分)
この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後告示される一般

選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までに告示された一般選挙に係る補欠選挙については、なお従前の例による。